

山口県報

令和3年
2月2日
(火曜日)

目 次

- 告示
生活保護法の規定に基づく施術機関の指定(厚政課)……………一
公有水面の埋立ての承認(港湾課)……………一
- 公告
栽培漁業センターに係る指定管理者の指定(水産振興課)……………二
- 労委公告
山口県労働委員会のおっせん員候補者……………二



山口県告示第三十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和三年二月二日

氏名	住 所	指 定 年 月 日
施 術 者	山口県知事	村 岡 嗣 政
山水優有輝	岩国市麻里布町四丁目二〇番八号	令和二、一二、二三

山口県告示第三十九号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第四十二条第一項の規定に基づき、次の

とおり公有水面の埋立てを承認した。

令和三年二月二日

徳山下松港港湾管理者

山口県

山口県知事

村 岡 嗣 政

一 埋立区域

(一) 位置

周南市晴海町一一番及び一二番地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点から6の地点までを順次結んだ線及び1の地点と6の地点を結ぶ平成二年十月十九日付け指令港湾第五〇一号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D・L・十三・〇九メートル)に囲まれた区域

1の地点 周南市大字富田字仙島の仙島三等三角点(北緯三度四分三六・五五四秒東経一三一度四六分〇〇・三八〇二秒)(以下「基準点」という。)

2の地点 1の地点から二〇四度五八分四四秒一〇・〇〇メートルの地点

3の地点 2の地点から一一四度五八分四四秒二九・八〇メートルの地点

4の地点 3の地点から二四度五八分四四秒五〇・〇〇メートルの地点

5の地点 4の地点から二九四度五八分四四秒一〇・〇〇メートルの地点

6の地点 5の地点から二四度五八分四四秒五九・九七メートルの地点

(三) 面積

二、六七七・七二平方メートル

二 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

周南市晴海町一一番から一二番までの地内及びこれらの地先公有水面

(二) 区域

次の①の地点から⑥の地点までを順次結んだ線及び①の地点と⑥の地点を結んだ線に囲まれた区域

①の地点 基準点から一四五度三二分五〇秒二〇三五・六三メートルの地点

②の地点 ①の地点から二〇四度五八分四四秒四七〇・〇〇メートルの地点

③の地点 ②の地点から一一四度五八分四四秒四三〇・〇〇メートルの地点

④の地点 ③の地点から二四度五八分四四秒四五八・九二メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から二九四度五八分四四秒二四〇・〇〇メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から二四度五八分四四秒一一・〇八メートルの地点
(二)面積 一九九、四四〇・七九平方メートル

- 三 埋立地の用途 埠頭用地
- 四 承認を受けた者 国土交通省中国地方整備局長
- 五 承認の年月日 令和三年一月二十二日



(二七) 栽培漁業センターに係る指定管理者の指定

山口県栽培漁業センター条例(昭和三十九年山口県条例第四十四号。以下「条例」という。)第四条の規定により、栽培漁業センターに係る指定管理者を次のとおり指定しました。

令和三年二月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定管理者に管理を行わせる栽培漁業センターの名称及び位置

名 称	位 置
山口県内海栽培漁業センター	山 口 市
山口県外海栽培漁業センター	長 門 市
山口県外海第二栽培漁業センター	阿武郡阿武町

- 二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地 公益社団法人山口県栽培漁業公社 山口市秋穂東五一七九番地
- 三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。
- (一) 施設及び設備の維持管理に関すること。

四 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日までの間



公 告

山口県労働委員会のあるせん員候補者

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第十条の規定に基づく令和三年一月二十日現在の山口県労働委員会のあるせん員候補者は、次のとおりです。

令和三年二月二日

山口県労働委員会会長 近 本 佐知子

氏 名 略 歴

- 近本佐知子 山口県労働委員会公益委員 弁護士
- 有田 謙司 山口県労働委員会公益委員 西南学院大学法学部教授
- 通山 和史 山口県労働委員会公益委員 弁護士
- 濱崎 大輔 山口県労働委員会公益委員 弁護士
- 平中 貫一 山口県労働委員会公益委員 山口大学経済学部名誉教授
- 伊藤 正則 山口県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会山口県連合会会長
- 徳野 啓範 山口県労働委員会労働者委員 日本基幹産業労働組合山口県本部委員長
- 中元 直樹 山口県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会山口県連合会事務局長
- 榊本 康仁 山口県労働委員会労働者委員 全日本自治団体労働組合山口県本部執行委員長
- 山本 章宏 山口県労働委員会労働者委員 UAゼンセン山口県支部支部長
- 岡藤智加子 山口県労働委員会使用者委員 株式会社岡藤組代表取締役社長
- 久戸瀬泰司 山口県労働委員会使用者委員 株式会社トクヤマシニアアドバイザー

岡本	武林	羽嶋	入谷	山元	中村友次郎	西田	爲近美由紀	田村
操	正治	等	珠代	浩	隆男	友次郎	由紀	充正
山口県労働委員会事務局次長	山口県労働委員会事務局次長	山口県労働委員会事務局次長	山口県労働委員会事務局次長	山口県労働委員会事務局次長	山口県労働委員会事務局次長	山口県労働委員会事務局次長	山口県労働委員会事務局次長	山口県労働委員会事務局次長

令和三年二月一日
印刷発行

発行人
所

山口県
知事
庁